

指定管理者募集に係る参考資料集 (温水プール)

1	施設概要
2	施設位置図
3	管理範囲図
4	施設写真
5	施設利用状況
6	収支決算書
7	利用料金等一覧
8	備品一覧
9	指定管理者選定評価票
10	佐世保市温水プール条例
11	佐世保市温水プール条例施行規則
12	体育施設優先使用に関する要綱

令和 7 年 8 月

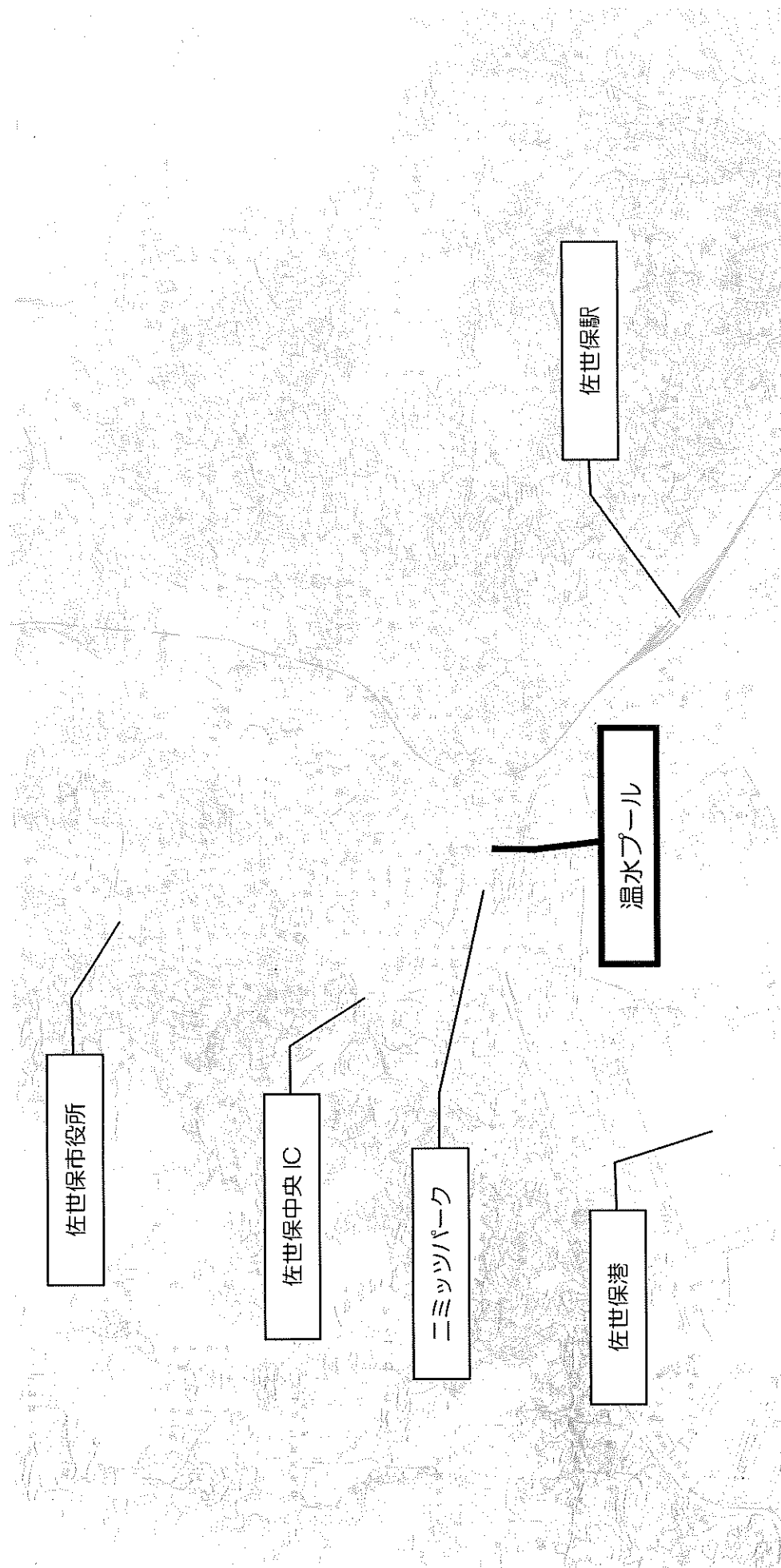
佐世保市文化スポーツ部スポーツ振興課

施設概要（温水プール）

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 建設年 | 昭和62年3月 |
| 2 | 延面積 | 1,542 m ² |
| 3 | 機能 | 1階 玄関ホール、事務室、医務室、トイレ、更衣室、監視室、倉庫、機械室
2階 観覧席112席、ミーティングルーム、倉庫 |
| 4 | 詳細 | 屋内プール（温水）
長さ：25m
幅：15m
水深：1.2m～1.4m
公益財団法人日本水泳連盟公認25mプール |

以上

施設位置図



※佐世保駅と温水プールは、直線距離約 1 km

管理範囲図



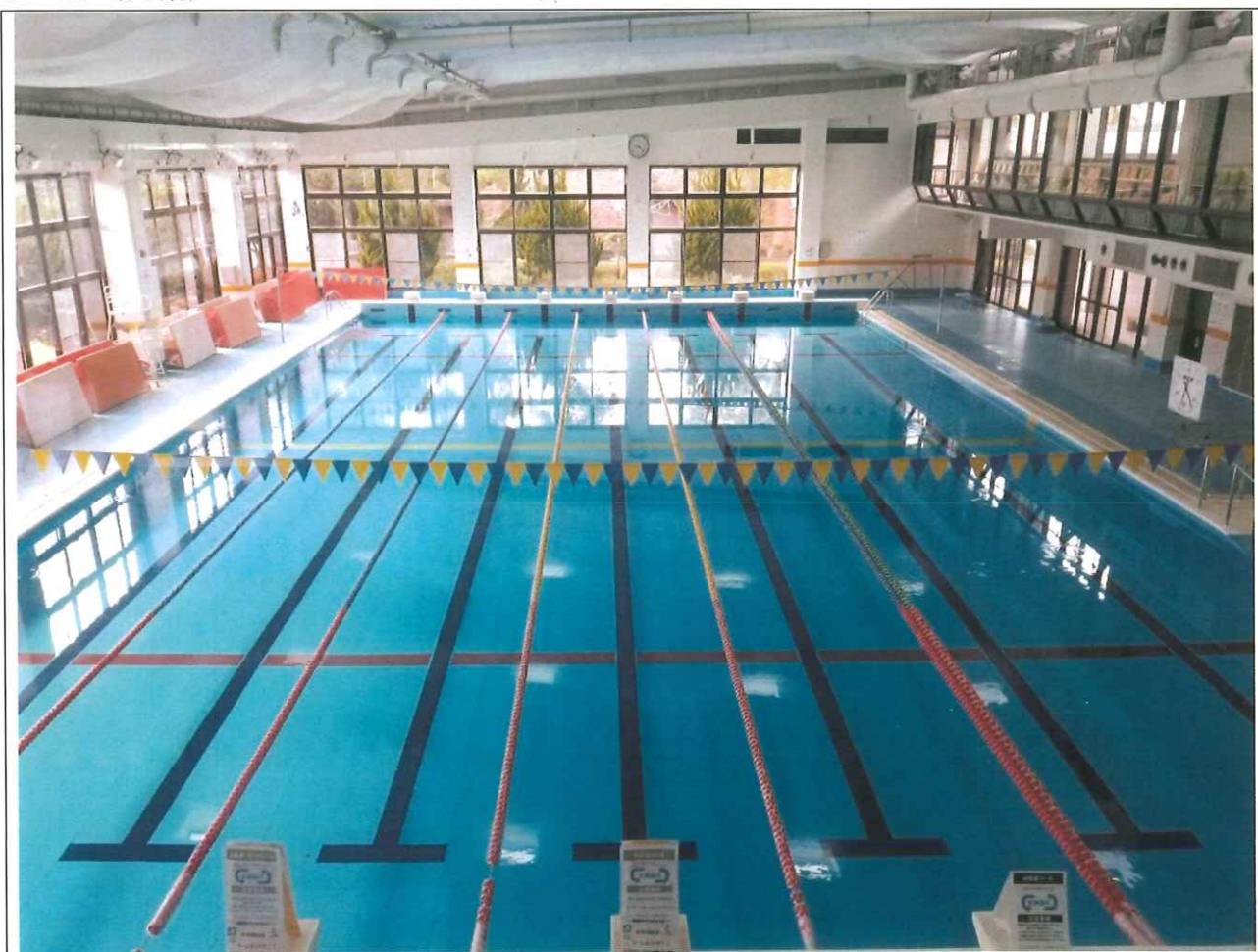
※管理範囲を示す図は目安である。

施設写真

温水プール（外観）



プール（内観）



施設写真

観覧席（内観）



施設利用状況(温水プール)

	区 分	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算/参考)
温水プール	利用日数	301	333	334	336
	専用利用件数	4	12	11	54
	個人利用件数	40,105	42,262	43,437	46,045
	利用人数	40,105	44,535	45,156	49,811
	利用料金	14,764,450	16,425,232	16,382,251	17,223,396
	収入合計	14,764,450	16,425,232	16,382,251	17,223,396

収支決算書（佐世保市温水プール）

（収入）

（単位：円）

科 目	R3	R4	R5	R6（参考）
利用料金	14,764,450	16,425,232	16,914,615	17,145,405
実費徴収金	0	0	0	0
雑収入	166,904	177,100	60,542	101,200
負担金収入	0	0	0	0
収入合計	14,931,354	16,602,332	16,975,157	17,246,605

（支出）

科目	R3	R4	R5	R6（参考）
人件費合計	21,899,454	23,263,000	23,670,137	24,380,000
報償費	0	0	0	0
旅費交通費	100	0	70,025	14,000
需用費	14,365,339	18,572,271	16,434,317	17,138,600
	消耗品	1,138,610	1,039,150	1,533,300
	燃料費	0	0	0
	印刷製本費	298,339	244,200	260,288
	光熱水費	12,864,590	16,396,310	13,242,709
役務費	修繕費	63,800	892,611	1,696,515
		725,810	882,562	909,293
	通信運搬費	429,975	598,950	652,293
	手数料	122,835	115,812	84,000
委託料	保険料	173,000	167,800	173,000
		2,628,460	2,758,121	2,280,637
賃借料及び使用料	2,347,984	2,524,500	2,492,760	2,488,700
原材料費	0	0	0	0
負担金	0	0	0	0
物件費合計	20,067,693	24,737,454	22,187,032	23,284,319
租税公課費合計	633,000	686,836	943,575	545,710
支出合計	42,600,147	48,687,290	46,800,744	48,210,029

指定管理料（予算ベース）	26,784,894	31,231,802	29,423,000	30,693,000
--------------	------------	------------	------------	------------

（参考）不用額 〔指定管理料－（支出合計－収入合計）〕	△ 883,899	△ 853,156	△ 402,587	△ 270,424
--------------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------

（留意事項）

本資料は、条例上休館日となっている火曜日を一部開場した収支決算である。

温水プール利用料金

(1) 個人利用料金

区分	通常の料金				回数券(11枚綴)の料金	
	基本料金 (2時間まで)		超過料金 (1時間までごとに)			
	市民	市民以外の 者	市民	市民以外の 者	市民	市民以外の 者
大人及び高等学校生徒(中等 教育学校の後期課程の在学生 を含む。)(1人につき)	450円	530円	220円	260円	4,500円	5,300円
中学校生徒(中等教育学校の 前期課程及び義務教育学校の 後期課程の在学生を含む。)、 小学校児童(義務教育学校の 前期課程の在学生を含む。)及 び幼児(1人につき)	220円	250円	110円	130円	2,200円	2,500円

(2) 競泳大会等専用利用料金(全面利用)

区分	自 午前9時 至 正午	自 午後1時 至 午後5時	自 午前9時 至 午後5時	超過料金 (1時間までごとに)
料金	15,190円	30,380円	45,570円	7,600円

備考

高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)以下の学校団体その他市長が定める団体が主催する行事で、市レベルの規模以上のものに係る利用については、規定の利用料金の半額とする。

備品一覧

取得年月日	規 格	設置場所等
2020/6/9	二相性波形自動体外式除細動器 (A E D)	温水プール
2011/1/13	オムツ交換台 (据え置き型)	温水プール
1994/11/18	金庫(大)	温水プール
2008/8/28	コースロープ	温水プール
2009/12/20	ベアスクロック (L 型) ツカサ電工総製 S T - 6 L H	温水プール
2010/2/19	コースロープ 25m (JA9095) (黄)	温水プール
2011/2/23	コースロープ 25m (JA9095) (黄)	温水プール
2011/2/23	コースロープ 25m (JA9095) (青)	温水プール
2011/2/23	コースロープ 25m (JA9095) (青)	温水プール
2011/3/29	球 - ヴァイマ-ST6LH	温水プール
2011/12/1	コースロープ	温水プール
2011/12/1	コースロープ	温水プール
2012/6/5	コースロープ	温水プール
2012/6/5	コースロープ	温水プール
2013/3/14	競泳用スタートピストル PF-125	温水プール
2013/12/13	コースロープ巻取器	温水プール
2015/6/30	コースロープ	温水プール
2015/8/28	ブルフロアN型	温水プール
2015/8/28	ブルフロアN型	温水プール
2005/2/23	コースロープ	温水プール
2007/2/14	コースロープ	温水プール
2004/1/30	コースロープ	温水プール
1994/11/18	ブルフロア	温水プール
1994/11/18	ブルフロア	温水プール
1994/11/18	ブルフロア	温水プール
1994/11/18	ブルフロア	温水プール
1994/11/18	ブルフロア	温水プール
1994/11/18	ブルフロア	温水プール
1994/11/18	ブルフロア	温水プール
1994/11/18	ブルフロア	温水プール
1994/11/18	ブルフロア	温水プール
1994/11/18	ブルフロア	温水プール
1994/11/18	ブルフロア	温水プール
2017/3/31	ブルフロア	温水プール
2017/3/31	ブルフロア	温水プール
2017/3/31	ブルフロア	温水プール
2017/3/31	ブルフロア	温水プール
2017/3/31	ブルフロア	温水プール
2017/3/31	コースロープ 25m	温水プール
2018/1/12	ブルフロア	温水プール
2018/1/12	ブルフロア	温水プール
2018/1/12	ブルフロア	温水プール
2018/3/30	ロールスノコ	温水プール
2019/1/29	コースロープ	温水プール
2019/1/29	コースロープ	温水プール
2019/1/29	コースロープ	温水プール
2019/1/29	コースロープ	温水プール
2009/8/26	桜川ポンプ製作所 (みどり) PC-7A	温水プール
2013/6/14	クリービー・クラウリー	温水プール
2000/4/1	PT-5000	温水プール
2012/7/24	PT-8000	温水プール
2018/3/31	ヤマハ ステージバス 400B T	温水プール
2019/10/18	ウォータークーラー (冷水機)	温水プール
1994/11/18	ウォータークーラー 三菱WP-520	温水プール
2022/7/20	コインロッカー	温水プール
2022/7/20	コインロッカー	温水プール
2022/7/20	コインロッカー	温水プール

[illegible]

指定管理者選定評価票(温水プール)

(1)審査項目と配点(ウェイト)

評価項目		区分	評価着目点	配点
1	管理運営の方針等	(1)管理運営の方針等	○指定管理者として、本市の政策等を理解した上で、管理運営の基本方針等を提案しているか。 ○指定管理者として施設の管理運営を責任をもって取り組む姿勢があるか。	15
		計		15
2	指定管理者としての適格性	(1)安定的な管理運営を行う体制	○施設の設置目的や性格等を理解し、それらに適した管理運営体制が整っているか。(人員配置や実施方法等)	10
		(2)管理運営を行うにあたっての専門性	○管理運営を行うにあたって専門的な知識を有しており、この知識を管理運営に生かした提案内容であるか。 ○職員の資質向上のための取組みは十分か。	5
		(3)管理実績等	○類似の業務(指定管理業務及び体育施設管理業務)を履行した実績や、これに係る功績等があるか。	10
		(4)危機管理	○日常における事故(物的事故、情報セキュリティ事故等)の防止策等は適切か。 ○事故発生時の対応方針は適切か。	5
		計		30
3	収支計画	(1)管理運営の経費	○収入の増加を図る提案に実現性があるか。 ○支出の節減を図る提案に実現性があるか。 ○収支計画が効果的か。	15
		計		15
4	サービスの向上等	(1)利用者の要望及び苦情対応	○利用者の要望や苦情に対する対応方針は適切か。 ○要望等収集の実施方法等は効果的か。	5
		(2)利用者アンケート等	○利用者アンケートの実施方法は効果的か。 ○利用者アンケートの結果を踏まえた対応策は効果的か。	5
		(3)自主事業計画	○施設の設置目的に寄与する提案内容か。 ○施設の機能を生かした事業内容か。 ○集客が見込める事業内容か。	15
		(4)利用者数の増加等に向けた取組み	○施設の設置目的に合う提案であるか。 ○利用者数の増加や稼働率の向上に向けた取組み等の内容は効果的か。	5
		(5)広報活動計画	○広報活動に関する提案は意欲的かつ効果的か。	5
		計		35
5	地域への貢献	(1)地域への貢献	○地域交流の活性化につながる内容か。 ○地域経済の活性化につながる内容か。 ○地域の人材活用を行う内容か。	5
		計		5
合 計				100

指定管理者選定審査基準(温水プール)

(2)採 点

<審査項目ごとの採点>

評価レベル	乗率	
5	100%	特に優れている(高度な能力を有している)
4	80%	優れている(十分な能力を有している)
3	60%	普通(一応の能力を有している)
2	40%	多少不十分である(多少能力が乏しい)
1	20%	不十分である(能力が乏しい)
0	0%	劣っている(能力がほとんどなく、任せることに不安がある)

【各審査項目の得点及び合計点数の算出方法】

○各審査項目の得点

各審査項目の配点(ウエイト)に、評価レベルの乗率を乗じることにより算出する。

$$\text{各審査項目の得点} = \text{各審査項目の配点(ウエイト)} \times \text{評価レベル(乗率)}$$

○合計得点

各審査項目の得点の合計で、100点満点とする。

佐世保市温水プール条例（昭和62年3月20日条例第6号）

最終改正:令和6年3月1日条例第2号

改正内容:令和6年3月1日条例第2号〔令和6年4月1日〕

○佐世保市温水プール条例

昭和62年3月20日条例第6号

改正

平成元年3月30日条例第5号
平成9年3月31日条例第21号
平成11年3月24日条例第4号
平成17年3月28日条例第33号
平成25年12月18日条例第81号
平成27年12月18日条例第67号
平成29年7月6日条例第33号
令和元年7月3日条例第94号
令和5年12月21日条例第40号
令和6年3月1日条例第2号

佐世保市温水プール条例

（目的及び設置）

第1条 市民に年間を通じて日常生活の中で水泳に親しむ場を提供し、もつて健全な心身の育成と明るく豊かな市民生活づくりに寄与することを目的として、佐世保市温水プール（以下「温水プール」という。）を佐世保市平瀬町に設置する。

（利用の許可）

第2条 温水プールを利用しようとする者は、第12条第2項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、温水プールの利用を許可する場合において必要があると認めるときは条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定により行う許可及び前項の規定により行う許可に付する条件の基準について、指定管理者に指示するものとする。

4 次の各号の一に該当する場合は、温水プールの利用は許可しない。

（1）温水プール又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

（2）公の秩序又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（3）温水プール内で水泳指導を業とすることが認められるとき。

（4）管理上支障があると認められるとき。

（5）その他指定管理者がその利用を不適当と認めるとき。

（利用料金の納入）

第3条 利用者は、指定管理者に温水プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。以下同じ。）は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、回数券を発行することができる。

4 指定管理者は、利用料金の額を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（利用料金の収入）

第4条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

（利用料金の減免）

第5条 指定管理者は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第6条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（利用許可の取消等）

第7条 指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

（1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2）偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

（3）利用許可の条件に違反したとき。

（4）その他指定管理者においてその利用を不適当と認めたとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

（譲渡及び転貸の禁止）

第8条 利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償）

第9条 温水プールの施設又は設備等に損害を加えた者は、その損害を賠償しなければならない。

（入場の制限）

第10条 指定管理者は、次の各号の一に該当する者に対しては入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれがあると認められる者及びこれらのおそれがある物品又は動物の類を携帯する者
 - (2) 泥酔者及び伝染性の疾患を有する者
 - (3) 管理上必要な指示に従わない者
 - (4) その他指定管理者において支障があると認める者
- (指定管理者による管理)

第11条 温水プールの管理は、第1条に規定する温水プールの設置目的を遂行するための事業活動を行う法人その他の団体であつて、市長が指定するものにこれを行わせるものとする。

(指定管理者の選定)

第12条 市長は、指定管理者の指定を受けようとする者に次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 管理に係る事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が別に定める書類

2 市長は、前項の書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、温水プールの設置目的を最も効果的に達成することができると認めた者を指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者を指定したとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条に規定する利用の許可、第7条第1項に規定する利用許可の取消等及び第10条に規定する入場の制限その他利用許可に関連する業務
 - (2) 第3条に規定する利用料金の納入その他利用料金に関連する業務
 - (3) 温水プール及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、温水プールの運営に関して市長が必要と認める業務
- (協定の締結)

第15条 市長は、指定管理者の指定を受けた者と、温水プールの管理に関する協定を締結する。

2 前項の規定による協定で定める事項は、市長が別に定める。

(業務報告の聴取等)

第16条 市長は、温水プールの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理に係る業務及び経理の状況に関し、定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第17条 指定管理者は、温水プールにおいて事故等が発生した場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第18条 指定管理者は、温水プールを管理するにあつて知り得た個人情報(以下「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 この条例に規定する業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(市長による管理)

第19条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第11条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第2条、第3条第1項、第2項及び第3項、第5条から第7条まで、第10条並びに別表の規定の適用については、第2条第1項中「第12条第2項の規定により市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者に指示する」とあるのは「別に定める」と、同条第4項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第3条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「温水プールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「温水プールの利用に係る使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの」とあるのは「別表に定める額」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公告するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月30日条例第5号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前までの使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月24日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第33号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、同条の次に8条を加える改正規定中第12条、第13条及び第15条に係る部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第81号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の別表の規定により既に納付されている利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月18日条例第67号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の別表の規定は、この条例の公布の日以後の、平成28年4月1日以降の施設の利用申請に係る利用料金について適用する。

附 則（平成29年7月6日条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月3日条例第94号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の改正規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の際現に改正前の別表の規定により既に納付されている利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月21日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（令和6年3月1日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）個人利用料金

区分	通常の料金				回数券(11枚綴)の料金	
	基本料金 (2時間まで)		超過料金 (1時間までごとに)			
	市民	市民以外の者	市民	市民以外の者	市民	市民以外の者
大人及び高等学校生徒(中等教育学校の後期課程の在生徒を含む。)(1人につき)	450円	530円	220円	260円	4,500円	5,300円
中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び義務教育学校の後期課程の在生徒を含む。)、小学校児童(義務教育学校の前期課程の在生徒を含む。)及び幼児(1人につき)	220円	250円	110円	130円	2,200円	2,500円

（2）競泳大会等専用利用料金(全面利用)

区分	自 午前9時 至 正午	自 午後1時 至 午後5時	自 午前9時 至 午後5時	超過料金 (1時間までごとに)
料金	15,190円	30,380円	45,570円	7,600円

備考

高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)以下の学校団体その他市長が定める団体が主催する行事で、市レベルの規模以上のものに係る利用については、規定の利用料金の半額とする。

佐世保市温水プール条例施行規則（令和6年4月1日規則第45号）

最終改正:

改正内容:令和6年4月1日規則第45号 [令和6年4月1日]

○佐世保市温水プール条例施行規則

令和6年4月1日規則第45号

佐世保市温水プール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市温水プール条例(昭和62年条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開場時間等)

第2条 佐世保市温水プール(以下「温水プール」という。)の開場時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者において必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 開場時間 午前10時から午後9時まで

(2) 休場日 毎週火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日と重なるときは、その日後の直近の休日でない日)及び12月29日から1月3日まで

(専用利用の手続)

第3条 温水プールを専用利用しようとする者は、温水プール専用利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、温水プールの利用を許可したときは、温水プール専用利用許可書を温水プールの専用利用の許可を受けた者(以下「専用利用者」という。)に交付する。ただし、指定管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人利用の手続)

第4条 温水プールを個人で利用しようとする者は、入場券又は回数入場券を購入しなければならない。

(利用許可書等の提示)

第5条 利用許可書の交付を受けた者又は前条の規定に基づき入場券若しくは回数入場券を購入した者は、温水プールを利用する際に、温水プール専用利用許可書又は入場券若しくは回数入場券(以下「利用許可書等」という。)を係員に提示しなければならない。

(退場時の手続)

第6条 温水プールの利用を終わった者は、退場時に利用許可書等を係員に提示するものとする。この場合において、利用時間を超過しているときは、精算券により精算しなければならない。

(利用の中止又は変更)

第7条 専用利用者は、温水プールの利用を中止し、又は内容を変更しようとするときは、速やかに温水プール利用中止(変更)届出書を指定管理者に届け出なければならない。ただし、指定管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規定の利用料金の半額とする団体)

第8条 条例別表備考に規定する市長が定める団体は、公益財団法人佐世保市スポーツ協会に所属する各競技団体及びその上部団体とする。

(利用料金の後納)

第9条 専用利用者は、条例第3条第1項ただし書の規定により利用料金を後納しようとするときは、温水プール利用料金後納申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 条例第5条の規定に基づき利用料金を減免する場合の要件及び減免の率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、温水プール利用料金減免申請書に当該理由を証する書面を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる別表要件の区分に応じて、当該各号に掲げる事項に該当する場合は、この限りでない。

(1) 別表第1項 指定管理者が温水プール利用料金減免申請書の提出の必要がないと認めた場合

(2) 別表第2項及び第3項 公の機関の証拠書類の提示等があった場合

(利用料金の還付)

第11条 条例第6条ただし書の規定により、既納の利用料金を還付する場合の要件及びその還付率は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 天災地変その他利用者の責めに帰することのできない事由により温水プールを使用することができなくなったとき 全額

(2) 利用許可を受けた者が利用の日から30日前までに当該利用の中止を申し出た場合において、市長が正当な理由があると認めたとき 8割

(3) 利用許可を受けた者が利用の日から15日前までに当該利用の中止を申し出た場合において、市長が正当な理由があると認めたとき 6割

(4) 利用許可を受けた者が利用の日から3日前までに当該利用の中止を申し出た場合において、市長が正当な理由があると認めたとき 5割

2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付願を指定管理者に提出しなければならない。

(入場者の守るべき事項)

第12条 入場者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で喫煙若しくは飲食し、又は火気を使用しないこと。

(2) 場内を不潔にしないこと。

- (3) 所定の場所以外に許可なくみだりに出入りしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(人員の配置)

第13条 指定管理者が必要があると認めるときは、専用利用者は秩序維持に必要な人員の配置をしなければならない。

(専用利用後の点検)

第14条 専用利用者は、温水プールの利用を終わったときは係員に申し出て、その点検を受けなければならない。

(端数計算の処理)

第15条 温水プールの利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(協定の締結)

第16条 条例第15条第2項に規定する協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務に関する事項
- (2) 管理費用に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 施設、附属設備及び備付けの物品の取扱い事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(業務報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は4月1日から翌年3月31日まで(以下「事業年度」という。)の年間業務報告書を作成し、翌年6月30日までに、市長に提出しなければならない。ただし、事業年度の途中で指定を取り消されたときは、指定を取り消された日までの間の年間業務報告書をその取り消された日から起算して3月以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 損益計算書又はそれに類するもの
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要なもの

(市長による管理)

第18条 条例第19条第1項の規定により市長が温水プールの管理に係る業務を行う場合における第2条、第3条、第7条、第9条から第11条まで、第13条及び第15条並びに別表の規定の適用については、第2条中「指定管理者において必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第3条及び第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条中「利用料金を後納」とあるのは「使用料を後納」と、「温水プール利用料金後納申請書を指定管理者」とあるのは「温水プール使用料後納申請書を市長」と、第10条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金の減免」とあるのは「使用料の減免」と、「温水プール利用料金減免申請書」とあるのは「温水プール使用料減免申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金の還付」とあるのは「使用料の還付」と、「利用料金還付願を指定管理者」とあるのは「使用料還付願を市長」と、第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「特別の理由があると認め、市長が承認したとき」とあるのは「特別の理由があると認めたとき」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

(補則)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

要件		減免率
1	国又は地方公共団体の機関が防災、防疫又はその訓練のために使用するとき。	全額
2	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳提示者が利用するとき。	1/2
3	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳提示者の介護者1名が利用するとき。	全額
4	指定管理者が特別の理由があると認め、市長が承認したとき。	指定管理者が定める率

備考 第2項及び第3項に規定する利用料金の減免については、個人利用の場合に限る。

体育施設優先使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる条例（以下「各施設条例」という。）に基づき行われる体育施設（体育文化館のホールを除く。以下同じ。）の使用（指定管理者が管理する体育施設の利用を含む。以下同じ。）に関し、その優先使用希望の申請について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 佐世保市総合グラウンド条例（昭和45年条例第15号）
- (2) 佐世保市体育文化館条例（昭和58年条例第13号）
- (3) 佐世保市温水プール条例（昭和62年条例第6号）
- (4) 佐世保市東部スポーツ広場条例（平成5年条例第30号）
- (5) 佐世保市北部ふれあいスポーツ広場条例（平成8年条例第45号）
- (6) 佐世保市吉井地区及び世知原地区体育施設条例（平成16年条例第88号）
- (7) 佐世保市宇久地区体育施設条例（平成17年条例第114号）
- (8) 佐世保市小佐々地区体育施設条例（平成17年条例第115号）
- (9) 佐世保市江迎地区体育施設条例（平成21年条例第83号）
- (10) 佐世保市鹿町地区体育施設条例（平成21年条例第84号）

(優先使用希望申請ができる行事及び時期)

第2条 体育施設の予約は、使用希望日（複数日にわたる場合はその初日。以下同じ。）の前年度の1月若しくは2月に行う専用(大会)利用予約のための日程調整会（宇久地区体育施設及び江迎地区体育施設を除く。）又は使用希望日の前月から予約可能な練習使用予約等において申込みを受けて調整して決定することを原則とするが、別表1に掲げる行事に限っては、それぞれ同表に掲げる時期に優先使用希望申請ができるものとする。

(優先使用希望の申請)

第3条 体育施設の優先使用を希望する者は、別表2に掲げる区分に応じた手続きに従い、市長又は指定管理者に申請を行うものとする。

2 前項の規定による優先使用希望の申請は、使用希望日の前年度の11月30日までに行わなければならない。

(優先希望使用申請の承認決定等)

第4条 市長又は指定管理者は、前条の規定により優先使用希望申請があった場合は、内容精査後、速やかに、これを承認又は承認しないことを決定するものとする。

2 前項の場合において、市長又は指定管理者は、別表1に掲げる基準によって、当該決定を行うものとする。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（優先使用希望承認書の交付）

第5条 市長は、優先使用希望の承認を決定したときは、速やかに優先使用希望承認書（様式2）を優先使用を希望した者に交付するものとする。

2 指定管理者は、優先使用希望の承認を決定したときは、速やかに指定管理者の定める承認書を優先使用を希望した者に交付するものとする。

（使用許可申請書の提出時期）

第6条 前条第1項の規定により優先使用希望の承認を受けた者は、使用希望日の属する月の2月前の月の末日までに、各施設条例に定められた使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定により優先使用希望の承認を受けた者は、使用希望日の属する月の2月前の月の末日までに、各施設条例に定められた使用許可申請書を、指定管理者に提出しなければならない。

（使用の中止又は変更）

第7条 第5条第1項の規定により優先使用希望の承認を受けた者が、当該体育施設の使用を中止し、又は内容を変更しようとするときは、速やかに体育施設優先使用希望（中止・変更）届出書（様式3）を市長に届け出なければならない。

2 第5条第2項の規定により優先使用希望の承認を受けた者が、当該体育施設の使用を中止し、又は内容を変更しようとするときは、速やかに指定管理者が定める届出書を指定管理者に届け出なければならない。

（優先使用希望承認の取消等）

第8条 市長及び指定管理者は、偽りその他不正な手段により優先使用希望の承認を受けた者に対して、その優先使用希望承認の取消又は制限若しくは停止を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条及び第 4 条関係）

	行事	申請できる時期
1	佐世保市長、長崎県知事、佐世保市議会議員、長崎県議会議員、衆議院議員及び参議院議員の選挙開票	使用希望日の 3 年前の日から
2	各地域・国での予選大会・選考会を経て開催されるスポーツ国際大会	
3	各地区ブロック予選・県大会予選を経て開催されるスポーツ全国大会	
4	各地区ブロック予選・県大会予選を経て開催されるスポーツ西日本ブロック大会及び九州大会	使用希望日の 2 年前の日から
5	開催により多数の宿泊者があるなど、本市に経済的な波及効果が見込まれる行事	
6	佐世保市スポーツマンス関連行事	使用希望日の 3 年前の日から
7	佐世保市中学校体育大会（新人戦は除く）	
8	ながさき県民総スポーツ祭（長崎県民体育大会、長崎県民スポーツ・レクリエーション祭）	
9	長崎県中学校総合体育大会	
10	長崎県高等学校総合体育大会	
11	市又は教育委員会が主催する全市的な公共性の高い行事	
12	市又は公益財団法人佐世保市スポーツ協会が主催するスポーツに関する大会、講習会及び講演会	
13	その他市又は指定管理者が特に認める行事（指定管理者が認める場合にあつては、事前に市と協議したもの	

	に限る。)	
--	-------	--

備考 5の行事はスポーツ振興課で判断を行うものとし、行事の実績についても、その後の優先使用申請時の参考とする。

別表2（第3条関係）

優先使用希望する体育施設	提出書類	提出先
吉井地区体育施設 世知原地区体育施設 宇久地区体育施設 江迎地区体育施設	・優先使用希望申請書（様式1） ・当該体育施設を優先して使用しなければならない理由を明記した資料（行事規模や参加人数、市内宿泊予定者数等がわかる資料等）	市長
総合グラウンド 体育文化館 温水プール 東部スポーツ広場 北部ふれあいスポーツ広場 小佐々地区体育施設 鹿町地区体育施設	・指定管理者が定める申請書 ・当該体育施設を優先して使用しなければならない理由を明記した資料（行事規模や参加人数、市内宿泊予定者数等がわかる資料等）	当該体育施設の指定管理者